

「反社会的勢力の排除に係る規定」の各種預金等への適用 および各種預金規定等への準拠法、裁判管轄に関する条項の 追加について

1. 「反社会的勢力の排除に係る規定」の各種預金等への適用

三井住友銀行は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、すでに普通預金規定等に暴力団排除条項を導入していますが、このたび、暴力団排除条項を規定化し、「反社会的勢力の排除に係る規定」として制定のうえ、平成23年4月11日より、普通預金の他、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、財産形成預金、外貨預金および公共債保護預り兼振替決済口座に対して適用する取扱いを開始いたします。

「反社会的勢力の排除に係る規定」は、預金者等が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当行の判断により預金契約等を解約させていただくことを定めた規定です。

尚、各規定に適用される「反社会的勢力の排除に係る規定」は、適用前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

◆反社会的勢力の排除に係る規定

当行が指定する預金等の取引は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は当該取引の開始をお断りするものとします。

また、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当該取引を解約することができるものとします。当該取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

①取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他、前記AからEに準ずる者

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前記AからDに準ずる行為

◆「反社会的勢力の排除に係る規定」適用対象

- ・普通預金、貯蓄預金、通知預金、新型通知預金《C a n》、納税準備預金
- ・自由金利型定期預金(M型)《スーパー定期》、自動継続自由金利型定期預金(M型)《スーパー定期》、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自動とりまとめ定期預金、自動つみたて定期預金(3年指定定期方式)、自動つみたて定期預金(自由金利型2年定期預金(M型)方式)、据置定期預金、自動継続据置定期預金
- ・財産形成預金、財産形成住宅預金、財産形成年金預金
- ・外貨当座勘定、外貨普通預金、パーソナル外貨定期預金、一般外貨定期預金、新型外貨通知預金《C a n》
- ・公共債保護預り兼振替決済口座

※当座勘定、貸金庫にも、すでに個別に規定している暴力団排除条項が適用されます。

(注意) これに伴い、諸規定を一部改定し、以下の内容を追加します(詳細は各規定新旧対照表をご覧ください)。

(1)通知預金規定、新型通知預金《C a n》規定、新型外貨通知預金《C a n》規定

- ・これらの預金は預入日から預入日の7日後の応当日の前日までの期間(据置期間)に解約することができませんが、「反社会的勢力の排除に係る規定」の適用による解約はこの限りではありません。
- ・据置期間中に「反社会的勢力の排除に係る規定」の適用による解約を行った場合、利息は普通預金利率によって計算されます。
- ・当行に届出のあった氏名・住所にあてて当行が通知書などを発送した場合は、延着したとき、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします(新型外貨通知預金《C a n》およびその他の預金取引については既にこの規定が導入されています)。

(2)納税準備預金規定

- ・「反社会的勢力の排除に係る規定」の適用により当該預金を解約する場合は、その払出し日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。

(3)各種定期預金規定、各種財産形成預金規定、各種外貨定期預金規定

- ・定期預金の満期日が到来する前に「反社会的勢力の排除に係る規定」を適用して解約を行う場合の利息は、当行がやむをえないものと認めて当該預金の満期日前の解約に応じる場合と同様の利率が適用されます。

2. 各種預金規定等への準拠法、裁判管轄に関する条項の追加

各種預金規定等に準拠法および裁判管轄に関する条項を追加いたします(詳細は各規定新旧対照表をご覧ください)。

以 上